

RYOYO

開催日時 2021年4月28日（水曜日）午前10時
午前9時受付開始

開催場所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。

また、総会開催場所の変更等、株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト（<https://www.ryoyo.co.jp/ir/shareholders-meeting/>）にてお知らせいたします。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

第61回 定時株主総会 招集ご通知

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

目次

第61回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（提供書面）	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	33
計算書類……………	44
監査報告……………	53

株主各位

証券コード 8068

2021年4月6日

東京都中央区築地一丁目12番22号

菱洋エレクトロ株式会社

代表取締役
社長執行役員

中村 守孝

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。株主様におかれましては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁）をご参照のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

〈株主様へのご案内〉

株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、以下の措置を講じさせていただきます。株主様にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- ① 役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ② 受付付近及び会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、入退場の際はご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ③ 受付では飛沫防止の間仕切りシートを設置するとともに、体温測定を行わせていただきます。
- ④ 体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ⑤ 感染予防のため、会場の座席は例年よりも間隔を広げた配置とさせていただく予定です。そのため、ご準備できる座席数には限りがございますので、予めご了承ください。
- ⑥ 株主総会の議事は、感染予防のため開催時間を短縮する観点から、事業報告及び議案の詳細な説明は省略させていただくことを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知記載の事業報告及び株主総会参考書類を十分にご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2021年4月28日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2 場 所	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール（時事通信ビル2階） （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 - 第61期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第61期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金処分の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役8名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。
- ※ 当日ご出席の株主様へのお土産をご用意いたしておりません。
何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.ryoyo.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年4月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年4月27日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年4月27日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
菱洋エレクトロ株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

1. _____
2. _____

QRコード
デザイン用QRコード
デザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
郵便番号 XXXXX
菱洋エレクトロ株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

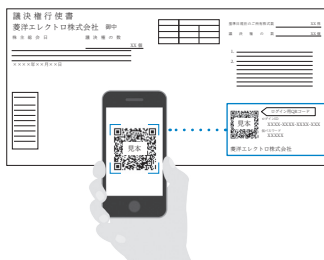
書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合には、インターネット等により行使された内容を、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

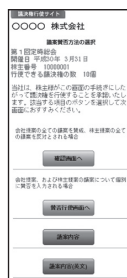
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



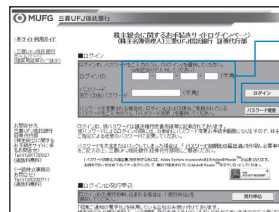
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

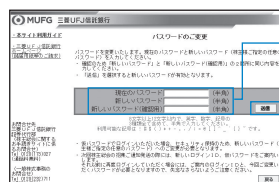
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第61期の期末配当につきましては、「利益配分に関する基本方針及び第61期の配当について」に基づき、普通配当60円に記念配当60円を上乗せし、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **120円**

及びその総額

配当総額 **2,080,395,960円**

剰余金の配当が効力を生じる日

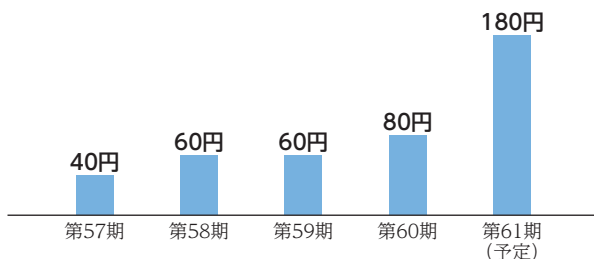
2021年4月30日

<ご参考> 利益配分に関する基本方針及び第61期の配当について

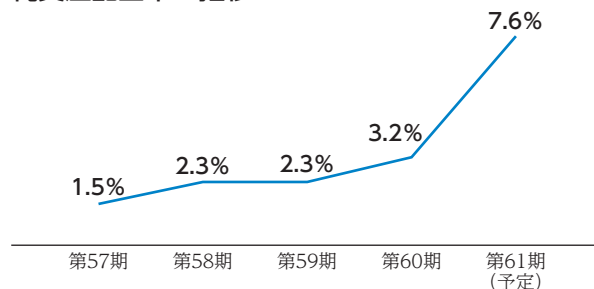
当社は安定した経営基盤の維持ならびに今後の事業拡大に取り組む一方、財政状態や経営環境等を勘案しながら株主還元を行っており、「純資産配当率（DOE）：5％」を目安とした安定的な配当を実施することを基本方針としております。

本方針に基づき、第61期の配当につきましては、中間配当金、期末配当金をそれぞれ普通配当60円とし、また、2021年2月を以て会社設立60周年を迎えたことに伴う記念配当60円を期末配当金に上乗せし、年間配当金は1株につき180円とさせていただきますと存じます。

1株当たり年間配当金の推移



純資産配当率の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会で定めた取締役と変更

株主総会の招集権者及び議長を取締役社長としている現行定款第16条（招集権者及び議長）を、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集権者及び議長になるものと変更し、また、招集権者と議長を別個に定めることが出来るよう変更を行うものであります。これにより株主総会の運営を柔軟に行えるようになります。

(2) 取締役の定員の減員

昨今の経営環境の変化に対し、迅速に意思決定・監督機能を果たせるようにするため、また、執行役員制度の整備による経営体制の変化により業務執行機能を執行役員が担うことになったため、取締役の員数を現行の15名以内から10名以内に減員して取締役会をスリム化することとし、現行定款第20条（定員）につき所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役の任期の短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）につき所要の変更を行うものであります。

(4) 代表取締役選任の定めの新設

取締役会はその決議により当会社を代表すべき取締役を定めるものとする変更案第24条（代表取締役）を新設するものであります。会社法第362条第3項の定めを定款上も明確にするものであります。

(5) 役付取締役の定め廃止及び執行役員の新設

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行することを目的として、2021年2月1日付で従来の雇用型執行役員制度に加え委任型執行役員制度を導入するとともに、会長、社長その他の地位を執行役員としての役位であることを明確にいたしました。これを定款上も反映すべく、現行定款第25条（役付取締役）の定めを廃止し、取締役会の定める執行役員規程による執行役員（役付執行役員を含みます）を置くことができるとする変更案第25条（執行役員）を新設するものであります。また、これに伴い第4章の題名を変更するものであります。

(6) 剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする定めの新設及び所要の変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、現行定款第36条（期末配当金）を変更案第36条（剰余金の配当等）に変更するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除し、現行定款第37条（中間配当金）及び第38条（除斥期間等）について所要の変更を行うものがあります。これは、災害、感染症の流行等、株主総会が開催できない事由がある場合の危機管理対策にもなるものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は、剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

(7) その他

以上の変更に伴い、条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
第7条（ <u>自己の株式の取得</u> ） <u>当会社は取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	（削除）
第8条～第15条（条文省略）	第7条～第14条（現行どおり）
第16条（招集権者及び議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。但し取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。	第15条（招集権者及び議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。</u> 但し <u>当該取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2. 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。但し当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u>
第17条～第19条（条文省略）	第16条～第18条（現行どおり）
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員
第20条（定員） 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。	第19条（定員） 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。
第21条（条文省略）	第20条（現行どおり）
第22条（任期） 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.（条文省略）	第21条（任期） 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.（現行どおり）
第23条～第24条（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
(新設)	第24条（代表取締役） <u>取締役会はその決議により当会社を代表すべき取締役を定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第25条（役付取締役） <u>取締役会はその決議により取締役の中から取締役社長1名を置き、必要により取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u> 第26条～第35条（条文省略） 第36条（期末配当金） <u>当会社の剰余金の期末配当（以下「期末配当金」という。）の基準日は毎年1月31日とする。</u> 第37条（中間配当金） <u>当会社は取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができるものとする。</u> （新設） 第38条（除斥期間等） <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務をまねがれるものとする。</u> 2. <u>未払いの期末配当金及び中間配当金</u>には利息は付けないものとする。	第25条（執行役員） <u>取締役会はその決議により執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は取締役会の定める執行役員規程によるものとする。</u> 第26条～第35条（現行どおり） 第36条（剰余金の配当等） <u>当会社は取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> 第37条（剰余金の配当の基準日） <u>当会社の期末配当の基準日は毎年1月31日、中間配当の基準日は毎年7月31日とする。</u> 2. <u>当会社は前項の他、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u> 第38条（除斥期間等） <u>配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務をまねがれるものとする。</u> 2. <u>配当金</u>には利息は付けないものとする。

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となります。つきましては、昨今の経営環境の変化に対し、迅速に意思決定・監督機能を果たせるようにするため、また、執行役員制度の整備により業務執行機能を執行役員が担うことになったため、取締役会をスリム化し、2名減員した取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況 (2020年度)
1	中 村 守 孝	再任	代表取締役 社長執行役員	12/12回 100%
2	脇 清	再任	代表取締役 専務執行役員	12/12回 100%
3	岡 崎 靖	再任	取締役常務執行役員	12/12回 100%
4	安 田 誠 樹	再任	取締役常務執行役員	12/12回 100%
5	早 川 吉 春	再任 社外 独立	社外取締役 取締役会議長	12/12回 100%
6	白 石 真 澄	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 100%
7	高 田 信 哉	再任 社外 独立	社外取締役	10/10回 100%
8	大 庭 雅 志	再任 社外 独立	社外取締役	10/10回 100%

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

な か む ら も り た か

中村 守孝

(1959年9月7日生)

所有する当社の株式数… 16,500株
取締役在任年数…………… 3年
取締役会出席状況………… 12/12回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社	2017年 8月	専務執行役員経営改革推進担当
2011年 4月	株式会社三越伊勢丹取締役執行役員経営企画部長	2017年12月	専務執行役員営業・技術・海外営業管掌、経営改革推進担当
2012年 4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員人事部長	2018年 3月	専務執行役員営業・技術・海外営業管掌、営業統括本部長、経営改革推進担当
2016年 4月	同社常務執行役員情報戦略本部長	2018年 4月	代表取締役社長
2017年 5月	当社入社 特別顧問	2021年 2月	代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

前職において、経営企画・営業企画・人事・情報戦略業務に従事し、また、取締役として経営に参画し培われた豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社代表取締役社長就任後もこれらの経験等を活かし、強いリーダーシップをもって経営改革を進めております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

わ き
脇

き よ し
清

(1959年10月22日生)

所有する当社の株式数… 13,600株
取締役在任年数…………… 5年
取締役会出席状況………… 12/12回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年11月	上席執行役員管理本部長、CSR部統括
2011年11月	当社出向 経営戦略室長	2016年 4月	取締役上席執行役員経営戦略室管掌、管理本部長、CSR部管掌、経理部長
2012年 2月	執行役員経営戦略室長、海外営業本部副本部長	2019年 2月	取締役常務執行役員経営戦略室管掌、管理本部管掌
2012年 4月	当社入社	2019年 7月	代表取締役専務執行役員経営戦略室管掌、管理本部管掌
2012年11月	執行役員海外営業本部長	2021年 2月	代表取締役専務執行役員経営企画本部管掌、管理本部管掌（現任）
2014年 2月	上席執行役員海外営業本部長		
2014年10月	米国公認会計士登録		
2015年 2月	上席執行役員管理本部長、海外営業本部長、CSR部統括		

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

金融機関在職時における国内外での経験及び実績に加え、当社入社以来、経営企画・戦略部門、海外営業部門、管理部門においてマネジメントを経験し、経理・財務に関する高い専門知識と幅広い知見を有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

おかざき
岡崎やすし
靖

(1958年9月14日生)

所有する当社の株式数… 6,000株
 取締役在任年数…………… 2年
 取締役会出席状況………… 12/12回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	三井物産株式会社入社	2019年 2月	上席執行役員ソリューション事業本部管掌
1999年 6月	米国三井物産株式会社 Vice President	2019年 4月	取締役上席執行役員ソリューション事業本部管掌
2009年 4月	三井物産株式会社インターネット事業部部長	2020年 2月	取締役上席執行役員半導体・デバイス事業本部管掌
2016年12月	同社内部監査部第3監査室長検査役	2021年 2月	取締役常務執行役員半導体・デバイス事業本部管掌（現任）
2018年 6月	当社入社 上席執行役員IoT事業本部管掌		

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

前職において、ITを中心とした国内外のビジネス現場や内部監査部門など幅広い分野における豊富な経験と知見を有し、当社入社後もそれらの経験等を活かし、ソリューション事業を管掌した後、現在は半導体・デバイス事業を管掌しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

やすだせいじゅ
安田 誠 樹

(1961年12月3日生)

所有する当社の株式数… 3,500株
 取締役在任年数…………… 2年
 取締役会出席状況………… 12/12回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2019年 2月	上席執行役員ソリューション事業本部副管掌
2006年 8月	名古屋支店営業第二部長	2019年 4月	取締役上席執行役員ソリューション事業本部副管掌
2009年 6月	システム情報機器営業第二本部営業三部長	2020年 2月	取締役上席執行役員ソリューション事業本部管掌
2013年 8月	システム情報機器営業第二本部副本部長	2021年 2月	取締役常務執行役員ソリューション事業本部管掌（現任）
2016年 2月	システム情報機器営業第二本部長		
2017年 2月	執行役員ICT営業第二本部長		

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

当社が取り扱う半導体・デバイス、ICT・ソリューションそれぞれの事業分野を幅広く経験するとともに、本社・拠点における様々な立場での経験も有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。以上により、企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

5

はやかわ よし はる

早川 吉 春

(1948年2月23日生)

所有する当社の株式数… 0株
社外取締役在任年数… 8年
取締役会出席状況… 12/12回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1973年 8月	公認会計士登録	1997年11月	霞エンパワーメント研究所代表(現任)
1985年 4月	中央クーパース・アンド・ライブラ ンドコンサルティング株式会社代 表取締役	2007年 6月	三井不動産株式会社社外取締役
1992年 1月	中央監査法人業務本部担当 代表 社員	2012年 6月	株式会社カカコム社外取締役
		2013年 4月	当社社外取締役
		2019年 7月	当社社外取締役取締役会議長(現任)

重要な兼職の状況

霞エンパワーメント研究所代表

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門知識や経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社取締役会議長として取締役会を効果的かつ効率的に運営しております。以上により、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

6

しら い し ま す み

白石 真 澄

(1958年11月6日生)

所有する当社の株式数… 0株
社外取締役在任年数… 2年
取締役会出席状況… 12/12回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1989年 5月	株式会社ニッセイ基礎研究所入社	2014年 6月	中日本高速道路株式会社社外監査 役(現任)
2001年 4月	同社主任研究員	2015年 6月	新関西国際空港株式会社社外監査 役(現任)
2006年 4月	東洋大学経済学部社会経済システム 学科教授	2019年 4月	当社社外取締役(現任)
2007年 4月	関西大学政策創造学部教授(現任)	2021年 2月	イーサポートリンク株式会社社外 監査役(現任)
2013年 6月	旭化成株式会社社外取締役(現任)		

重要な兼職の状況

関西大学政策創造学部教授

新関西国際空港株式会社社外監査役

旭化成株式会社社外取締役

イーサポートリンク株式会社社外監査役

中日本高速道路株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任後もその見識等に基づく多角的な視点での助言を行っております。以上により、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

たかだしんや
高田信哉

(1952年1月8日生)

所有する当社の株式数… 0株
社外取締役在任年数… 1年
取締役会出席状況… 10/10回

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月	株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社	2010年 1月	同社代表取締役専務執行役員経営戦略本部長
1995年 2月	同社営業本部営業政策部長	2012年 6月	同社常勤監査役
2002年 6月	同社執行役員経営企画部総合企画担当	2017年 6月	株式会社ショーワ（現日立Astemo株式会社）社外取締役（監査等委員）
2008年 4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役専務執行役員経営戦略本部長	2020年 4月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

前職において、主に経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった経験を有しており、当社社外取締役就任後もその経験を活かし、公正かつ客観的な助言を行っております。以上により、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

おおばまさし
大庭雅志

(1955年2月13日生)

所有する当社の株式数… 0株
社外取締役在任年数… 1年
取締役会出席状況… 10/10回

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社	2015年 4月	同社取締役副社長CFO
2007年 6月	同社執行役員経理部長	2016年 6月	東京海上アセットマネジメント株式会社代表取締役社長
2010年 6月	東京海上ホールディングス株式会社常務取締役	2018年 5月	株式会社ユニマットプレシャス代表取締役社長
		2020年 4月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

前職において、主に管理部門を歴任しながらCFOとして経営に携わった経験を有しており、当社社外取締役就任後もその経験を活かし、公正かつ客観的な助言を行っております。以上により、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の2020年度における取締役会出席状況には、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議は除いております。また、高田信哉氏、大庭雅志氏については、当社社外取締役の就任後に行われた取締役会出席状況を記載しております。
3. 早川吉春氏、白石真澄氏、高田信哉氏、大庭雅志氏の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、定款第27条の規定に基づき、早川吉春氏、白石真澄氏、高田信哉氏、大庭雅志氏の4氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。以上4氏の再任が承認された場合、当社は、4氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役が当社の社外取締役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、8百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当社はその損害賠償責任を超える部分を免責する。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年3月に更新をする予定です。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
- 保険料は全額会社負担としております。
6. 当社は早川吉春氏、白石真澄氏、高田信哉氏、大庭雅志氏の4氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。以上4氏の再任が承認された場合、当社は、4氏を引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】社外役員選任基準

当社は社外役員（社外取締役、社外監査役）候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を規定しております。

現在の社外役員の選任基準は、次のいずれの項目にも該当しないことを要件とします。

- ①当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
- ②直近5年以内に当社グループの主要取引先（※1）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
- ③当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
- ④直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者（※2）
- ⑤直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
- ⑥取締役の相互派遣関係にある者
- ⑦その他当社グループと重要な利害関係にある者

※1. 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。

※2. 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年2月1日～2021年1月31日)における国内経済は、世界的な新型コロナウイルスの感染症拡大による未曾有の事態に見舞われる中、経済活動は段階的に再開されつつあるものの、昨年末以降は感染が再拡大するなど収束に向かう兆しは未だに見えず、経済活動のみならず、個人消費や企業の設備投資に及ぼす影響は今後も長期化することが懸念されています。

当社グループが属するエレクトロニクス業界につきましても、幅広い分野において新型コロナウイルスの感染症拡大の影響が生じ、製造業における生産活動に関しては持ち直しの動きが見られるものの、最終需要の落ち込みや米国による輸出規制強化の影響に加えて、半導体の供給不足問題が生じるなど、本格的な市況の回復には及ばず、先行きに関しては依然として不透明な状況となっています。また、企業の設備投資につきましては、テレワーク需要やセキュリティ関連といった一部のIT関連投資を除いては計画の先送りや見直しが生じるなど、ICT分野に関しても低調な推移となりました。

このような状況の中、当社グループは前連結会計年度中に終息したビジネスの影響等により、期初時点から前期比減収の計画としてスタートいたしましたが、その後、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響が半導体/デバイス分野、ICT分野の双方で鮮明となり、デジタル家電向け半導体ビジネスの大幅拡大や新規商権の立ち上がりなどの寄与があったものの、コロナ影響のマイナスを補うまでには至りませんでした。

一方、2020年5月にはITソリューションサービスを展開する株式会社スタイルズを連結子会社化し、お客様やマーケットの課題を解決するソリューションビジネスを展開するための体制と機能を強化し、また、同11月には抜本的な資本政策の見直しとして、取得総額220億円規模の自己株式の取得を実施するなど、今後の収益力の向上、資本効率の改善を見据えた施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、957億92百万円(前期比11.7%減)、営業利益は12億66百万円(前期比41.2%減)、経常利益は9億5百万円(前期比58.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億6百万円(前期比38.1%減)となりました。

売上高の品目別の概況は次のとおりです。

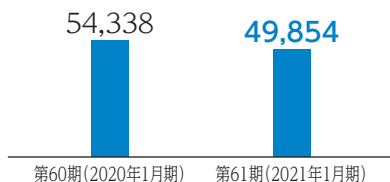
半導体/デバイス事業

<主な取扱商品>

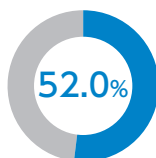
(半導体) ……マイクロプロセッサ、マイコン、システムLSI、パワーデバイス、メモリー、LED素子、レーザーダイオード、各種センサー等
(デバイス) ……液晶パネル、液晶モジュール、密着イメージセンサー等

売上高

(単位：百万円)



売上高構成比



売上高は498億54百万円で、前期より44億84百万円（8.3％）減少しました。

これは、主にパソコン向け半導体が減少したためです。

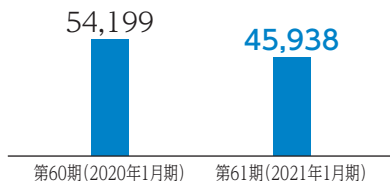
ICT/ソリューション事業

<主な取扱商品>

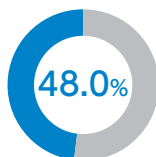
(ICT) ……サーバー、ストレージ、ワークステーション、パソコン、タブレット、ソフトウェア、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、プロジェクター、ネットワークシステム、保守サービス等
(ソリューション) ……業種別オリジナルソリューション等

売上高

(単位：百万円)



売上高構成比



売上高は459億38百万円で、前期より82億61百万円（15.2％）減少しました。

これは、主にパソコン用ソフトウェアが減少したためです。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

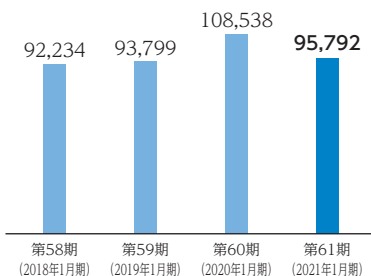
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

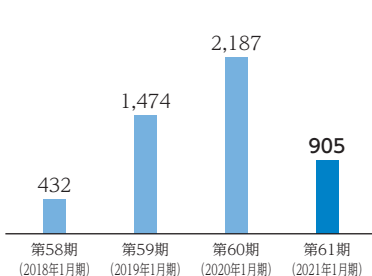
当社は、2020年5月に株式会社スタイルズの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

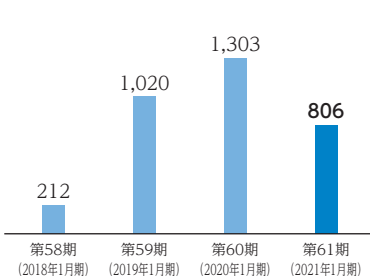
売上高 (単位：百万円)



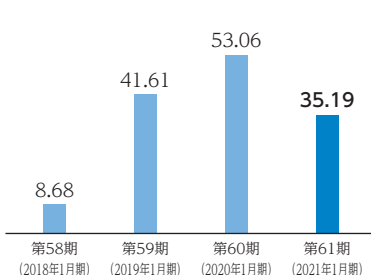
経常利益 (単位：百万円)



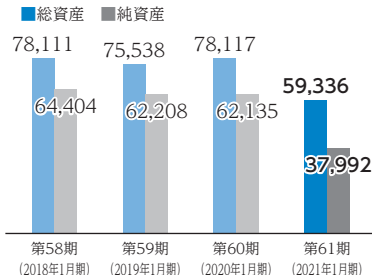
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



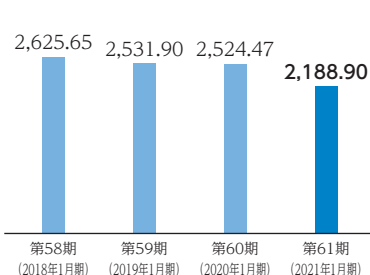
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第58期 (2018年1月期)	第59期 (2019年1月期)	第60期 (2020年1月期)	第61期 (当連結会計年度) (2021年1月期)
売上高	(百万円)	92,234	93,799	108,538	95,792
経常利益	(百万円)	432	1,474	2,187	905
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	212	1,020	1,303	806
1株当たり当期純利益	(円)	8円68銭	41円61銭	53円6銭	35円19銭
総資産	(百万円)	78,111	75,538	78,117	59,336
純資産	(百万円)	64,404	62,208	62,135	37,992
1株当たり純資産額	(円)	2,625円65銭	2,531円90銭	2,524円47銭	2,188円90銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第60期連結会計年度の期首から適用しており、第59期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
リョーヨーセミコン株式会社	100百万円	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	8,000千シンガポールドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千ホンコンドル	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
菱洋電子（上海）有限公司	58,301千人民元	100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	140,000千ルピー	※100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.	1,000千マレーシアリングット	※100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション
株式会社スタイルズ	30百万円	100%	ICT／ソリューション
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.	140,000千タイバーツ	※100%	半導体／デバイス ICT／ソリューション

(注) 1. ※印は子会社による所有を含む比率を表示しております。

2. 2020年5月に株式会社スタイルズの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

3. 当連結会計年度より前連結会計年度まで非連結子会社であったRYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.は、重要性が増したため、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業スローガンである『すべてを、つなげよう。技術で、発想で。』の下、「VALUE and PRIDE」を行動指針として掲げ、「“全てがつながるスマート社会”に感動を与えるソリューションパートナー」というビジョンを実現することにより、高付加価値型企業への変革を目指しており、「お客様の先にいるお客様（B to B to C）」までを見据えた徹底的な課題解決に貢献するための営業力の強化と、それを支えるインフラ整備を最重点施策として取り組んでおります。

営業力の強化に関しては、既存のビジネスの推進・拡大のみならず、新たなビジネスモデルの実現、新たな事業の柱の育成も視野に入れ、エッジからクラウドまでをサポートするソリューションプロバイダーとして独自の強みを持った付加価値提供型No.1 商社を目指しております。

また、インフラ整備に関しては、特に社員1人1人の基礎力強化、教育体系の整備をはじめとする人材育成に改めて注力し、企業価値向上に向けて当社グループ一丸となって取り組む体制づくりを進めてまいります。

(5) 主要な事業所（2021年1月31日現在）

菱洋エレクトロ株式会社（当社）	本 社	東京都中央区築地一丁目12番22号
	支 店	仙台、松本、大宮、八王子、横浜、名古屋、大阪
	営 業 所	京都、福岡
	サテライト オ フ ィ ス	郡山
リョーヨーセミコン株式会社（子会社）	本 社	東京都中央区築地一丁目12番22号
株式会社スタイルズ（子会社）	本 社	東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.（子会社）	本 社	シンガポール共和国
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED（子会社）	本 社	中華人民共和国
菱洋電子（上海）有限公司（子会社）	本 社	中華人民共和国
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.（子会社）	本 社	インド
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.（子会社）	本 社	マレーシア
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.（子会社）	本 社	タイ王国

(6) 使用人の状況 (2021年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
711名	+150名

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて150名増加したのは、当連結会計年度より、株式会社スタイルズ及びRYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.を連結の範囲に含めたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
532名	+28名	44.1歳	15.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,359百万円
株式会社三井住友銀行	2,067百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 119,628,800株
- ② 発行済株式の総数 26,800,000株
- ③ 株主数 11,827名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	2,246	12.96
エス・エッチ・シー有限公司	2,118	12.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,414	8.16
株式会社シープ商会	523	3.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	509	2.94
日本生命保険相互会社	409	2.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	283	1.63
菱洋エレクトロ社員持株会	267	1.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	245	1.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	237	1.37

- (注) 1. 当社は、自己株式を9,463,367株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要は以下のとおりです。

名称	菱洋エレクトロ株式会社 第3回 新株予約権
新株予約権の総数	460個 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の割当ての対象者及びその人数	当社取締役 4 名 (うち社外取締役 -)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 46,000株
新株予約権の払込金額 (発行価額)	新株予約権 1 個当たり95,400円 (1 株当たり954円) (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注2)
新株予約権を行使することができる期間	2019年 2 月 1 日から 2059年 1 月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)

- (注) 1. 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額とが相殺される。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村守孝	経営企画本部管掌
代表取締役専務執行役員	脇清	管理本部管掌
取締役上席執行役員	田辺正昭	東日本ブロック管掌、西日本ブロック管掌
取締役上席執行役員	玉越義紹	海外戦略本部管掌
取締役上席執行役員	岡崎靖	半導体・デバイス事業本部管掌
取締役上席執行役員	安田誠樹	ソリューション事業本部管掌
社外取締役	早川吉春	取締役会議長
社外取締役	白石真澄	
社外取締役	高田信哉	
社外取締役	大庭雅志	
常勤監査役	菅野博之	
社外監査役	木村良二	
社外監査役	秋山和美	
社外監査役	大井素美	

指名・報酬委員会：早川吉春（委員長）、白石真澄、高田信哉、大庭雅志、中村守孝、脇清

(注) 1. 取締役のうち、早川吉春氏、白石真澄氏、高田信哉氏及び大庭雅志氏は、社外取締役であります。

2. 監査役のうち、木村良二氏、秋山和美氏及び大井素美氏は、社外監査役であります。

3. 小川賢八郎氏は、2020年4月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任により退任いたしました。

4. 堀切豊氏及び野辺地勉氏は、2020年4月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任いたしました。

5. 常勤監査役菅野博之氏、監査役秋山和美氏及び監査役大井素美氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役菅野博之氏は、当社の管理部門全般における長年の経験を有しております。

・監査役秋山和美氏は、財務省における長年の経験を有しております。

・監査役大井素美氏は、公認会計士の資格を有しております。

6. 監査役木村良二氏は、弁護士士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は、取締役早川吉春氏、白石真澄氏、高田信哉氏及び大庭雅志氏、並びに監査役木村良二氏、秋山和美氏及び大井素美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	11（4）	206（36）
監査役（うち社外監査役）	6（4）	35（20）
合計（うち社外役員）	17（8）	241（57）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年4月25日開催の第48回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年4月27日開催の第57回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2020年4月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
5. 上記には、2020年4月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名、社外監査役1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 早川吉春	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
取締役 白石真澄	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
取締役 高田信哉	就任後開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。 経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
取締役 大庭雅志	就任後開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。 前職において、主に管理部門を歴任しながらCFOとして経営に携わった経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 木村良二	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 秋山和美	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 長年の財務省における勤務で培われた見識に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 大井素美	就任後に開催された取締役会10回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役早川吉春氏、白石真澄氏、高田信哉氏及び大庭雅志氏、並びに社外監査役木村良二氏、秋山和美氏及び大井素美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額または8百万円のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	47
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社において当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として「リョーヨーグループ行動規範」を制定している。
その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括している。
- ・内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っている。
- ・取締役は定期的に開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視している。
- ・監査部は各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役及び監査役に報告される。
- ・法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」を設置している。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとり、一切の関係を遮断している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に従い保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、品質、為替、財務報告等に係るリスクについては、各所管部門において、リスク管理責任者がリスク管理の適正な体制を整備する。万が一、リスクが顕在化した場合、各所管部門は、リスク管理責任者の指揮のもと、損害の発生を最小限に止めるために迅速かつ適切な対応を採る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上で的確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めている。
- ・経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長と執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としている。
- ・取締役および執行役員の指名、報酬の客観性を高めるため、半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、審議結果を取締役に答申している。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・「国内子会社管理規程」「海外子会社管理規程」を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っている。
- ・金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価している。
- ・CSR部は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導する。
- ・監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査部は「業務分掌規程」に基づき、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、その職務に関して独立性を確保するために取締役の指揮命令を受けない。

⑦ 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。
- ・監査役へ報告を行った当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて専門の弁護士、会計監査人から監査業務に関する助言を受ける。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- ・取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

- ・監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明されています。
- ・取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 業務の適正の確保に関する取り組み

- ・内部監査部門である監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。
- ・法律上疑義のある行為について当社グループの使用人が直接情報提供を行う手段としての「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」の通報窓口、経営から独立した社外の通報窓口（社外の弁護士）を設置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	47,423
現金及び預金	7,644
受取手形及び売掛金	25,484
有価証券	999
商品及び製品	11,614
仕掛品	150
その他	1,535
貸倒引当金	△6
固定資産	11,913
有形固定資産	214
工具、器具及び備品	84
土地	5
建設仮勘定	4
その他	120
無形固定資産	844
のれん	599
その他	245
投資その他の資産	10,854
投資有価証券	8,143
繰延税金資産	39
退職給付に係る資産	1,520
その他	1,804
貸倒引当金	△653
資産合計	59,336

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	19,825
支払手形及び買掛金	11,263
短期借入金	6,637
未払法人税等	92
未払消費税等	231
賞与引当金	264
その他	1,335
固定負債	1,518
長期借入金	79
繰延税金負債	919
退職給付に係る負債	212
その他	308
負債合計	21,344
(純資産の部)	
株主資本	36,006
資本金	13,672
資本剰余金	13,336
利益剰余金	33,460
自己株式	△24,461
その他の包括利益累計額	1,941
その他有価証券評価差額金	2,119
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	△126
退職給付に係る調整累計額	△50
新株予約権	43
純資産合計	37,992
負債純資産合計	59,336

連結損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	95,792
売上原価	86,598
売上総利益	9,194
販売費及び一般管理費	7,927
営業利益	1,266
営業外収益	335
受取利息	34
受取配当金	160
仕入割引	1
投資事業組合運用益	58
その他	81
営業外費用	697
支払利息	53
売上割引	37
為替差損	61
支払手数料	32
自己株式取得費用	490
その他	21
経常利益	905
特別利益	644
投資有価証券売却益	597
退職給付信託設定益	47
特別損失	520
投資有価証券売却損	175
投資有価証券評価損	41
関係会社株式評価損	136
貸倒引当金繰入額	47
和解金	119
税金等調整前当期純利益	1,028
法人税、住民税及び事業税	62
法人税等調整額	160
当期純利益	806
親会社株主に帰属する当期純利益	806

連結株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年2月1日残高	13,672	13,336	35,337	△2,630	59,715
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,463		△2,463
親会社株主に帰属する当期純利益			806		806
自己株式の取得				△21,960	△21,960
自己株式の処分		0		0	0
新株予約権の行使		△43		101	58
譲渡制限付株式報酬		29		27	56
連結範囲の変動			△205		△205
利益剰余金から資本剰余金への振替		13	△13		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,877	△21,831	△23,709
2021年1月31日残高	13,672	13,336	33,460	△24,461	36,006

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額			
2020年2月1日残高	2,141	△0	79	97		102	62,135
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,463
親会社株主に帰属する当期純利益							806
自己株式の取得							△21,960
自己株式の処分							0
新株予約権の行使							58
譲渡制限付株式報酬							56
連結範囲の変動			△53				△259
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△21	△0	△151	△148	△58		△380
連結会計年度中の変動額合計	△21	△0	△205	△148	△58		△24,143
2021年1月31日残高	2,119	△0	△126	△50		43	37,992

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

リョーヨーセミコン株式会社

RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.

RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED

菱洋電子（上海）有限公司

RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.

RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.

株式会社スタイルズ

RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社スタイルズの全株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より前連結会計年度まで非連結子会社であったRYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.について、重要性が増したことに伴い、連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の名称

台湾菱洋電子股份有限公司

RYOYO ELECTRO USA, INC.

RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.

RYOYO ELECTRO EUROPE GMBH

④ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数 1社

関連会社の名称

株式会社青電舎

非連結子会社及び関連会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.と株式会社スタイルズの決算日は3月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、12月末日現在で実施した仮決算に基づく決算書類を使用しております。

その他の在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

(ロ) その他有価証券

A. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

B. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

(イ) 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ハ. デリバティブ

時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～15年

その他 2年～47年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

差入保証金 236百万円

②担保に係る債務

短期借入金 236百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

702百万円

(3) 期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の連結会計年度末日満期手形は満期日に交換が行われたものとして処理しております。

受取手形 14百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△16百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,800	-	-	26,800

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,227	7,345	109	9,463

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、自己株式の公開買付け、譲渡制限付株式報酬の返還及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使、譲渡制限付株式報酬の支給及び単元未満株の買増し請求による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年4月28日開催の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 982百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 2020年1月31日
- ・効力発生日 2020年4月30日

ロ. 2020年8月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,480百万円
- ・1株当たり配当金額 60円
- ・基準日 2020年7月31日
- ・効力発生日 2020年10月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年4月28日開催予定の第61回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

- ・配当金の総額 2,080百万円
- ・1株当たり配当金額 120円
- ・基準日 2021年1月31日
- ・効力発生日 2021年4月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式数	46,000株
新株予約権の個数	460個
新株予約権の残高	43,884,000円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブは、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定の上、期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握する体制とし、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握及び軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に外貨建営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等の支払期日は1年以内であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

借入金の使途は主に運転資金であり、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

営業債務、未払法人税等については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループが保有する現預金で十分カバーできるものと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（（注）2参照）及び重要性が乏しいものについては、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（※1） （百万円）	時価（※1） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	7,644	7,644	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,484	25,484	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,404	8,404	—
(4) 支払手形及び買掛金	(11,263)	(11,263)	—
(5) 未払法人税等	(92)	(92)	—
(6) 短期借入金	(6,596)	(6,596)	—
(7) 長期借入金（※2）	(120)	(119)	0
(8) デリバティブ取引（※3）	8	8	—

（※1）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（※2）1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払法人税等、(6) 短期借入金

これらの時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	578
投資事業有限責任組合への出資	159
合 計	738

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,644	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,484	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000	500	—	—
合 計	34,129	500	—	—

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,596	—	—	—	—	—
長期借入金	41	29	26	23	—	—
合 計	6,637	29	26	23	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,188円90銭

(2) 1株当たり当期純利益

35円19銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

35円 8 銭

8. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月1日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式会社スタイルズの株式取得に関する株式譲渡契約を締結し、2020年5月1日付で当該株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社スタイルズ

事業の内容 情報システム開発・構築・運用保守・監視等

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「半導体・デバイス」と「ICT・ソリューション」を事業領域に有するエレクトロニクス商社として、これら2つのビジネスで培ってきたノウハウと商材を組み合わせたソリューションビジネスの展開や、「差別化」「独自性」「ユニークさ」を追求し、独自の付加価値を創出する施策である「Only RYOYOへの挑戦」を推進するなど、「お客様の先にいるお客様（B to B to C）」までを見据えた徹底的な課題解決に貢献する取り組みに注力しております。

一方で、このような取り組みを一層加速させるためには、技術リソースや研究開発投資の拡充に加えて、「アプリケーション開発」「システム開発（クラウド）」「コンサルティング」「保守・設置」「監視・運用」などの機能において、内製化を含めた強化が必要であると認識しております。

株式会社スタイルズは、幅広いITシステムの開発から運用まで一貫して行うことができるSI事業と、情報システム業務の受託開発やインフラ系の技術者派遣を担うソーシング事業を展開し、そこで蓄積された多岐にわたるノウハウとその技術を持つ人材を有しております。

今般、株式会社スタイルズが当社グループに加わることで、顧客・マーケットの課題を解決するソリューションビジネスを展開するための体制と機能の強化が図られるものと考え、株式取得を決定するに至りました。

③ 企業結合日

2020年5月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年5月1日から2020年12月31日まで。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	999百万円
取得原価		999百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 95百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

642百万円

② 発生要因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 822百万円

固定資産 101 〃

資産合計 923 〃

流動負債 353 〃

固定負債 213 〃

負債合計 566 〃

(追加情報)

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け)

2020年8月31日開催の取締役会決議により、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、公開買付けにより2020年11月6日付で自己株式7,344,173株を取得いたしました。これにより自己株式が219億59百万円増加しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、徐々に状況は改善しつつあるものの、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することが困難な状況であることから、当該状況による影響は当連結会計年度以降も継続するとの仮定に基づき、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報を踏まえたものであり、不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類

貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	37,053
現金及び預金	4,310
受取手形	2,559
売掛金	18,105
営業未収入金	13
有価証券	999
商品及び製品	9,660
未収入金	930
その他	478
貸倒引当金	△2
固定資産	15,995
有形固定資産	166
建物	39
機械及び装置	51
工具、器具及び備品	66
土地	5
建設仮勘定	4
無形固定資産	231
ソフトウェア	194
ソフトウェア仮勘定	24
その他	12
投資その他の資産	15,596
投資有価証券	7,772
関係会社株式	3,539
長期貸付金	1,938
前払年金費用	1,496
差入保証金	295
その他	865
貸倒引当金	△311
資産合計	53,048

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	16,445
買掛金	9,763
短期借入金	5,040
未払金	466
未払法人税等	83
未払消費税等	183
未払費用	496
預り金	34
賞与引当金	216
その他	160
固定負債	1,236
繰延税金負債	951
その他	284
負債合計	17,682
(純資産の部)	
株主資本	33,203
資本金	13,672
資本剰余金	13,336
資本準備金	13,336
利益剰余金	30,657
利益準備金	1,290
その他利益剰余金	29,366
繰越利益剰余金	29,366
自己株式	△24,461
評価・換算差額等	2,118
その他有価証券評価差額金	2,119
繰延ヘッジ損益	△0
新株予約権	43
純資産合計	35,366
負債純資産合計	53,048

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	73,066
売上原価	64,896
売上総利益	8,170
販売費及び一般管理費	7,123
営業利益	1,046
営業外収益	2,014
受取利息	2
有価証券利息	7
受取配当金	1,868
仕入割引	1
投資事業組合運用益	58
その他	75
営業外費用	641
支払利息	42
為替差損	16
自己株式取得費用	490
その他	91
経常利益	2,419
特別利益	644
投資有価証券売却益	597
退職給付信託設定益	47
特別損失	677
投資有価証券売却損	175
投資有価証券評価損	41
関係会社株式評価損	341
和解金	119
税引前当期純利益	2,386
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	158
当期純利益	2,208

株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利 剰余金		
2020年2月1日残高	13,672	13,336	－	1,290	30,000	△363	△2,630	55,305
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△2,463		△2,463
当期純利益						2,208		2,208
自己株式の取得							△21,960	△21,960
自己株式の処分			0				0	0
新株予約権の行使			△43				101	58
譲渡制限付株式報酬			29				27	56
別途積立金の取崩					△30,000	30,000		－
利益剰余金から資本剰余金 への振替			13			△13		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△30,000	29,730	△21,831	△22,101
2021年1月31日残高	13,672	13,336	－	1,290	－	29,366	△24,461	33,203

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2020年2月1日残高	2,141	△0	102	57,548
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,463
当期純利益				2,208
自己株式の取得				△21,960
自己株式の処分				0
新株予約権の行使				58
譲渡制限付株式報酬				56
別途積立金の取崩				－
利益剰余金から資本剰余金 への振替				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△21	△0	△58	△80
事業年度中の変動額合計	△21	△0	△58	△22,181
2021年1月31日残高	2,119	△0	43	35,366

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
機械及び装置	2年～10年
工具、器具及び備品	4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内では為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

差入保証金 236百万円

② 担保に係る債務

短期借入金 236百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

553百万円

(3) 期末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の事業年度末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形 14百万円

(4) 保証債務

① 次の子会社について、取引先からの仕入債務に対する保証を行っております。

保証先	金額
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	725百万円

② 次の子会社について、金融機関からの借入に対する保証を行っております。

保証先	金額
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	1,462百万円
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	108百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,787百万円
長期金銭債権 1,942百万円
短期金銭債務 754百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 5,684百万円
仕入高 6,328百万円
販売費及び一般管理費 14百万円
営業取引以外の取引高 1,718百万円

(2) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△22百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,227	7,345	109	9,463

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、自己株式の公開買付け、譲渡制限付株式報酬の返還及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使、譲渡制限付株式報酬の支給及び単元未満株の買増し請求による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	229百万円
投資有価証券	215百万円
繰越欠損金	151百万円
商品及び製品	138百万円
関係会社株式	133百万円
貸倒引当金	96百万円
賞与引当金	66百万円
未払事業税	21百万円
長期未払金	21百万円
株式報酬費用	21百万円
新株予約権	13百万円
未払費用	10百万円
その他	19百万円
繰延税金資産小計	1,140百万円
評価性引当額	△460百万円
繰延税金資産合計	680百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△946百万円
前払年金費用	△450百万円
退職給付信託設定益	△228百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△1,631百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△951百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.21%
住民税等均等割額	0.74%
評価性引当額	△3.50%
その他	△0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.48%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資本金又は 出 資 金	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事 業 の 関 係				
子会社	RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千 ホンコンドル	半導体/デバイス ICT/ソリューション	所有直接 100%	0名	当社が販 売する一 部の商 品を相 互に 供給	商品の販売	2,472	売掛金	810
							資金の貸付	1,708	長期 貸付金	1,708
							配当金の 受取	1,708	—	—
							金融機関から の借入に 対する債務 保証 (注3)	1,462	—	—
							取引先の仕 入債務に 対する債務 保証 (注4)	725	—	—
子会社	菱洋電子 (上海) 有限公司	58,301千 人民元	半導体/デバイス ICT/ソリューション	所有直接 100%	2名	当社が販 売する一 部の商 品を相 互に 供給	商品の販売	1,489	売掛金	723
子会社	リョーヨー セミコン 株式会社	100百万円	半導体/デバイス ICT/ソリューション	所有直接 100%	2名	当社が販 売する一 部の商 品を相 互に 供給	商品の仕入	4,629	買掛金	667

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売価格については、市場実勢を勘案して子会社と協議のうえ決定しております。
3. 金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。
4. 取引先の仕入債務に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

主要株主

属 性	会 社 等 の 名 称	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
主要 株主	株式会社 レスターホール ディングス	半導体及び 電子部品事業 (デバイス)	被所有直接 28.47%	公開買付けに よる自己株式 の取得	自己株式の 取得	21,959	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 法人主要株主の異動 2020年11月6日の当社の主要株主の異動に伴い、株式会社レスターホールディングスは、当社の関連当事者ではなくなっております。なお、議決権等の被所有割合は、直前の被所有割合を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,037円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円39銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	96円11銭

9. その他の注記

(追加情報)

追加情報に関する注記については、「【連結注記表】 8.その他の注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月10日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ⑨
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一 ⑨
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱洋エレクトロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月10日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月11日

菱洋エレクトロ株式会社	監査役会
常 勤 監 査 役 菅 野 博 之 ㊞	
社 外 監 査 役 木 村 良 二 ㊞	
社 外 監 査 役 秋 山 和 美 ㊞	
社 外 監 査 役 大 井 素 美 ㊞	

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場

時事通信ホール（時事通信ビル2階）

東京都中央区銀座五丁目15番8号 TEL (03) 3546-6606

交通

- ① 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 「東銀座」 駅下車 6番出口より徒歩約1分
- ② 都営地下鉄大江戸線 「築地市場」 駅下車 A3出口より徒歩約6分
- ③ 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 「銀座」 駅下車 A5出口より徒歩約7分
- ④ J R山手線・京浜東北線 「有楽町」 駅下車 中央口より徒歩約13分



※お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。